

## 地域公共交通会議の進め方

### 1. 地域公共交通会議の必要性

地域公共交通について、様々な地域のニーズがあり、地域住民や交通事業者、行政などが一体となり各々の立場、役割から以下の事項に取り組む必要がある。地域公共交通会議はそのための一つの組織である。

○住民の日常生活の支援

自動車を運転できない人、高齢者や小さな子供連れの人などが、通勤・通学、買い物、通院などの移動手段の提供が求められている。

○超高齢社会への対応

高齢者の外出を促し、生きがいや健康づくりに貢献するため、使いやすい移動手段の提供が必要である

○誰もが円滑に移動できる環境整備

住み慣れた地域社会で生活を続けられる環境を整えるために、障害や年齢に関わりなく、移動できる仕組みが必要である。

### 2. 地域公共交通会議の役割

地域公共交通会議には、「行政に対する答申を行う審議会」的要素と、「当該地域の公共交通の関係者の合意を得る」機会の2つの要素がある。

**地域公共交通会議で積極的に論議し、実現する場に**

※地域公共交通会議の対象交通モードは主にバス・タクシー・自転車

### 3. 地域公共交通会議の進め方

道路運送法に定められた会議であり、許認可の手続きの簡略化・弾力化することが可能になるように協議を行い。また、持続可能な地域公共交通を実現するため、関係主体（交通事業者、地域住民、利用者など）全体の合意形成を図ることに努め、合意が得られない場合は、課題として継続的な協議を行う。

一般的には交通会議の目的には生活交通のあり方の審議と地域の交通計画の策定があるが、市では地域交通計画の策定を庁内検討会で策定中であることから、素案作成後、地域公共交通会議、市民、議会等での意見を聴取し、庁内検討会で

策定する予定である。

### (1) 具体的な協議の進め方

市全体の交通ネットワークを考慮し、コミバス全体の目的・役割と地域別の特  
性に合った運行形態の検討をする。また、公益性（福祉）と経済性（財政負担）  
のバランスについても考慮し、導入を検討する。

#### ①「くにっこ」のルート見直し・改善案

月1回程度の会議を行い、概ね6月までに案をまとめる。

##### ○各ルートの見直し

- ・北ルート
- ・北西中ルート
- ・青柳・泉ルート

##### ○コミュニティバスのサービス向上などの改善案

- ・ルート決定後に、協議を進める。

#### ②新規ルートの導入

月1回程度の会議を行い、概ね6月までに案をまとめる。

#### 【前提条件】

- ・誰でも利用できる、路線定期運行とする。（車椅子対応）
- ・本格運行の前に**試行運行**（1年を単位に最長3年間）を実施し、事業評価を  
行い、改善・継続・廃止を決定する。
- ・車両については、ワゴン車での運行を検討する。
- ・試行運行は平日運行とする。